その災害により居住の用に供することができなくなった者（以下「再建支援法適用者」という。）が当該土地等に新築等をした家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除等」という。）の適用を受ける場合を除く。）における当該事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年

(2) 従前家屋又は従前家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をし、その譲渡について居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合における当該譲渡の日の属する年

(3) 災害により従前家屋を居住の用に供することができなくなった者（再建支援法適用者を除く。）が取得等をした家屋について住宅ローン控除等の適用を受けた年

㈣ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用対象となる工事に特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を加えるとともに、税額控除率二パーセントの対象となる住宅借入金等の範囲に、特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等に要した費用に相当する住宅借入金等を加えることとした。（租税特別措置法第四一条の三の二関係）

㈤ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

(1) 本特例の適用対象となる工事に耐久性向上改修工事等で住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものを加えるとともに、その控除額を住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な工事費用相当額の合計額（二五〇万円（一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置の設置工事を行う場合には、三五〇万円）を限度）の一〇パーセントに相当する金額とする。

なお、住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等と併せて耐久性向上改修工事等を行った場合における控除額は、その住宅耐震改修に係る標準的な工事費用相当額、一般断熱改修工事等に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な工事費用相当額の合計額（五〇〇万円（一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置の設置工事を行う場合には、六〇〇万円）を限度）の一〇パーセントに相当する金額とする。

(2) 一般断熱改修工事等を行った個人が、その年の前年以前三年内に行った一般断熱改修工事等に係る本特例の適用を受けている場合には、その年において当該特例は適用しないこととする。

㈥ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用を受ける者は、改正前の特定一般用医薬品等購入費の領収書の添付又は提示に代えて、特定一般用医薬品等購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととした。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から五年間、当該明細書に係る特定一般用医薬品等購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該領収書の提示又は提出をしなければならない。（租税特別措置法第四一条の一七の二関係）

2 法人課税

㈠ 試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行う。

イ 特別税額控除割合（改正前一〇分の一（試験研究費割合が一〇分の一〇未満であるときは、その試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に一〇分の八を加算した割合）を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（その適用を受ける事業年度が設立事業年度であるとき又は比較試験研究費の額が零であるときは、一〇分の八・五）とする。

(イ) 増減試験研究費の額（その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）のその比較試験研究費の額に対する割合（以下「増減試験研究費割合」という。）が一〇分の五を超える場合　一〇分の九に、その増減試験研究費割合から一〇分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（一〇分の一〇を上限とする。）

(ロ) 増減試験研究費割合が一〇分の五以下である場合　一〇分の九から、一〇分の五からその増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（一〇分の六を下限とする。）

ロ 二年間の時限措置として、右記イ(イ)の特別税額控除割合の上限（一〇分の一〇）を、一〇分の一四とする措置を講ずる。

ハ 試験研究費割合が一〇分の一〇を超える場合における二年間の時限措置として、特別税額控除の適用を受けることができる上限額（当期の税額の一〇分の二五相当額）を、当期の税額の一〇分の二五相当額に、当期の税額にその試験研究費割合から一〇分の一〇を控除した割合に二を乗じて計算した割合（一〇分の一〇を上限とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額とする措置を講ずる。

(2)

イ 中小企業技術基盤強化税制について、次のとおり見直しを行う。

適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者（その適用を受ける事業年度開始の日前三年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに一二を乗じて計算した金額（設立後三年を経過していないこと等の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が一五億円を超える法人をいう。以下同じ。）に該当するものを除外する。

ロ 増減試験研究費割合が一〇分の五を超える場合における二年間の時限措置として、次の措置を講ずる。

(イ) 特別税額控除割合（一〇分の一二）を、特例割合（一〇分の一二に、増減試験研究費割合から一〇分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（一〇分の一七を上限とする。）とする。

(ロ) 特別税額控除の適用を受けることができる上限額（当期の税額の一〇分の二五相当額）を、当期の税額の一〇分の三五相当額とする。

ハ 試験研究費割合が一〇分の一〇を超える場合における二年間の時限措置として、特別税額控除の適用を受けることができる上限額（当期の税額の一〇分の二五相当額）を、当期の税額の一〇分の二五相当額に、当期の税額にその試験研究費割合から一〇分の一〇を控除した割合に二を乗じて計算した割合（一〇分の一〇を上限とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額とする措置を講ずる。ただし、右記ロ(ロ)の措置の適用を受ける事業年度においては、この措置を適用しない。

(3) 試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の一〇分の一〇相当額を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る特別税額控除を廃止し、平均売上金額の一〇分の一〇相当額を超える試験研究費に係る特別税額控除制度に改組した上、その適用期限を二年延長する。ただし、右記(1)ハの措置、右記(2)ロ(ロ)の措置又は右記(2)ハの措置の適用を受ける事業年度においては、この措置を適用しない。

(4) 試験研究費の範囲に、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る一定の試験研究のために要する一定の費用を加える。